○財務省告示第百四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年三月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年四月十日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　利付国庫債券（二十年）（第百一回、第百二回、第百十一回、第百十六回、第百二十二回、第百二十六回、第百二十八回及び第百二十九回）及び利付国庫債券（三十年）（第四回、第五回、第七回、第八回、第十五回、第十六回、第十七回、第十八回、第二十回、第二十二回及び第二十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次

割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百九十四億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額　三千二百五十三億三千八百九十七万円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十四年三月二十七日

十一　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数} \Big/ \left(1 + \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100}\right) \times \text{残存年数}$$

（別表のとおり）

十二　利率

十三　経過利子の払込み

㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の

口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（次号において規定する期日について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする　平成二十四年三月二十二日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　利回り　各発行対象国債の単利利回りとする。

入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十四年三月二十七日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百一回）	二・四％	平成四十年三月二十日	五十億円
利付国庫債券（二十年）（第百二回）	二・四％	平成四十年六月二十日	六十九億円
利付国庫債券（二十年）（第百十一回）	二・二％	平成四十一年六月二十日	百億円
利付国庫債券（二十年）（第百十六回）	二・二％	平成四十二年三月二十日	百二十億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十二回）	一・八％	平成四十二年九月二十日	百三億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十六回）	二・〇％	平成四十三年三月二十日	二百四十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十八回）	一・九％	平成四十三年六月二十日	二百六十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十九回）	一・八％	平成四十三年六月二十日	二百億円
利付国庫債券（三十年）（第四回）	二・九％	平成四十二年十一月二十日	八十億円
利付国庫債券（三十年）（第五回）	二・二％	平成四十三年五月二十日	九億円

利付国庫債券（三十年）（第七回）	二・三％	平成四十四年五月二十日	三十億円
利付国庫債券（三十年）（第八回）	一・八％	平成四十四年十一月二十二日	七十億円
利付国庫債券（三十年）（第十五回）	二・五％	平成四十六年六月二十日	六億円
利付国庫債券（三十年）（第十六回）	二・五％	平成四十六年九月二十日	千百四十二億円
利付国庫債券（三十年）（第十七回）	二・四％	平成四十六年十二月二十日	二億円
利付国庫債券（三十年）（第十八回）	二・三％	平成四十七年三月二十日	三百七億円
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	四十億円
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	百七億円
利付国庫債券（三十年）（第二十六回）	二・四％	平成四十九年三月二十日	四十九億円